

第28回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時 令和2年8月31日（月）

16時～

会 場 庁議室兼防災対策室

1 新型コロナウイルス感染症に伴う本市の対応について

2 その他

福島市における当面の対応(案)

令和2年8月31日

福島市

1. 基本的な対応方針

- ① 新しい生活様式を徹底し、感染リスクの最小化を図ることにより、感染拡大の防止に取り組む
- ② 「ウィズコロナ」の中、感染拡大防止と社会経済活動の両立を目指す
- ③ 地域の総力を結集して乗り越える

2. 感染拡大防止に向けた重点的な取り組み

県の重点的な取り組み内容を市民に周知する。

i 移動に関する感染防止対策

- ・首都圏などの感染が拡大している地域へ移動する場合は、その必要性を慎重に判断するとともに、3密となるような場所や感染防止対策が徹底されていない施設等は出来るだけ避ける、マスクの着用などの感染防止対策を徹底すること。
- ・20～30代の方の感染状況が拡大していることから、異なる地域に居住する友人・知人同士のパーティーや会食等には、特に注意すること。
- ・感染が拡大している地域から移動してこられた家族や知人と過ごす場合等には、マスクの着用や換気などには注意すること。
- ・接触確認アプリの活用や移動後2週間の行動歴の記録など、感染拡大のリスクを最小限にするための取組を行うこと。(※こうした地域から家族が帰省する場合等を含む)

ii 日々の暮らしの感染防止対策

- ・感染が拡大している地域から帰省・移動した家族や友人、最近こうした地域を訪問した方等と一緒に過ごす場合は、屋内(家庭)等においてもマスクの着用や換気などの対策に注意すること。
- ・感染が拡大している地域に移動された、あるいは、こうした地域から御家族が帰省された後に、発熱等の症状があるなど体調が悪い場合は、速やかに「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P3参照

3. 感染状況に応じた対応

・県内の感染状況に応じた対応(ステージⅠ～Ⅳ)を注視しながら、感染拡大の傾向が見られる場合には県と連携し、市民・事業者に向けて注意喚起を行う。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P6参照

4. イベント等の取扱い

- ① イベントの主催者等は、業種別ガイドライン等に基づき、感染拡大のリスクを最小限にするため、参加者に対して連絡先の把握や接触確認アプリの活用などを呼びかける。
- ② 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようにすること。その際の払い戻し措置等を規定しておくこと。
- ③ 全国的な移動を伴うイベントまたはイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者またはイベントの主催者は、開催要件等について県に事前相談すること。

【感染状況を見つつ、当面9月末まで】

- ・屋内、屋外ともに5,000人以下
- ・屋内にあつては収容定員の半分程度以内の参加人数とすること。
- ・屋外にあつては人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)
- ・収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、座席等による参加者の位置の固定状況や収容定員の定めにより、判断すること。
- ・密閉された空間での大声の発声、歌唱、近接した距離での会話を伴うイベントへの慎重な対応

- ④ 市主催のイベントについても、①～③の内容に沿って対応する。
- ⑤ 人数の管理が困難な行事については、地域で行われる盆踊り等、広域的な人の移動が見込まれない行事であつて、参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策を講ずること。

祭り、花火大会等、広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

～ 「福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策」P5参照

- ⑥ イベント開催等に対する支援策の周知・利用促進

イベントや文化行事等の開催を支援するため充実させた補助制度や施設使用料の減免措置の一層の周知を図り、利用を促進する。

5. 新しい生活様式に対応した社会の形成

①市役所における率先行動

新しい生活様式に対応した社会の形成に市役所が率先して取り組むため、証明発行手数料のキャッシュレス化を推進するとともに、本庁内のWiFi環境を強化し、リモート会議等の活用を促進する。

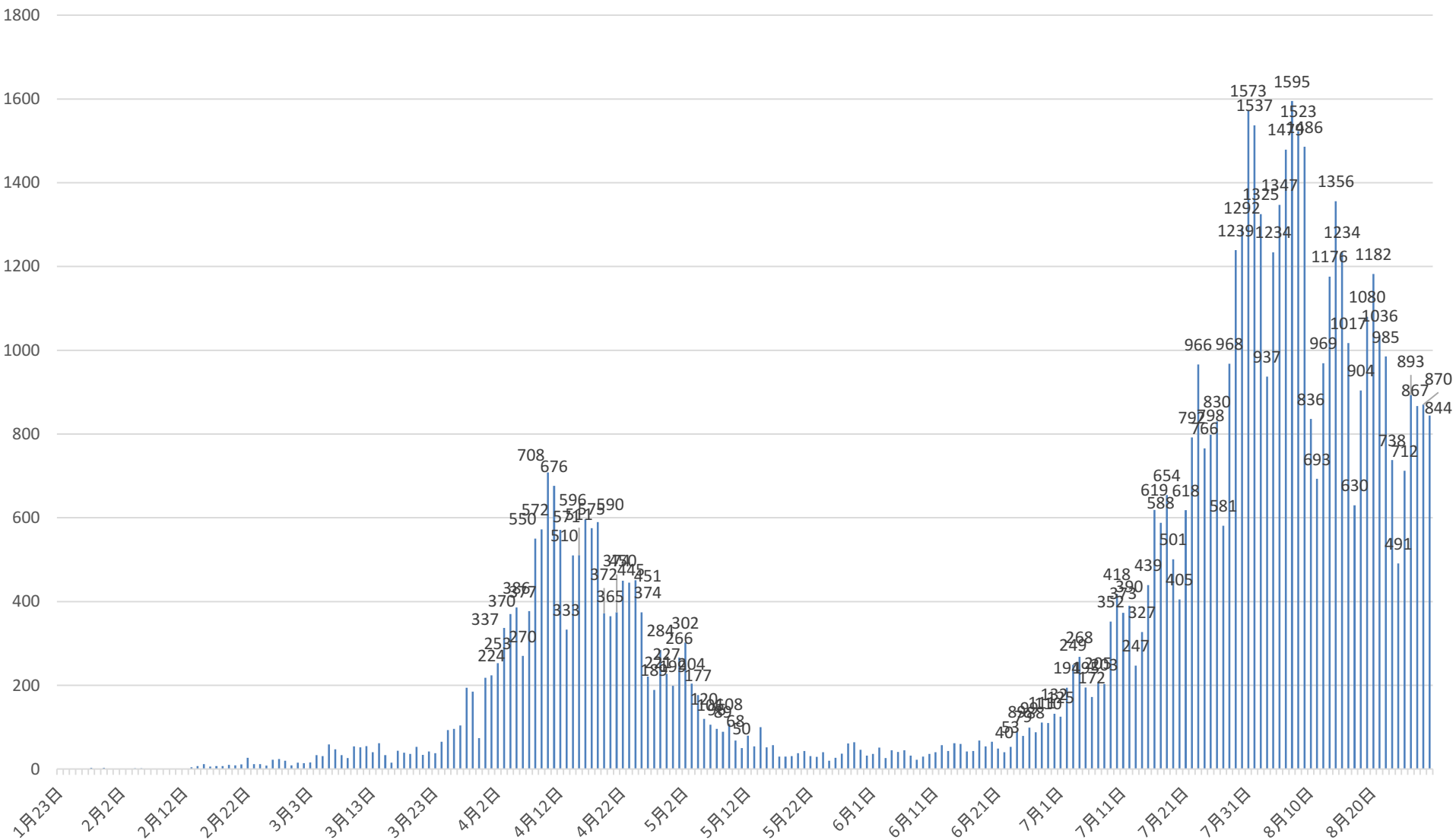
②新しい生活様式に対応したビジネスモデル創出への支援

民間における新しい生活様式に沿った新たなビジネスモデルの構築に関する支援措置を来年2月末まで延長し、事業者の積極的な取組を促進する。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

報告日別新規陽性者数

令和2年8月29日24時時点



※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。